

令和2年6月19日

第6回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第6回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年6月19日（金） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

19番 〇〇〇〇〇 , 2番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和2年6月19日（金） 午前10時27分

令和2年第6回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第52号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第53号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第54号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第55号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備
計画変更申請について

議案第56号 農地法第5条による許可申請について

議案第57号 農用地等のあっせんについて

議案第58号 農用地利用集積計画（利用権設定）の訂正について

議案第59号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第60号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第6号 合意解約等の報告

4 閉 会

の〇〇〇〇〇で、借人が財部町下財部の〇〇〇〇〇です。理由につきましては、通行地役権です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部6号、7号について、6月10日に現地調査をしましたので同時に報告致します。本申請は、通行地役権を設定するものであるため、全部効率利用要件等の条件はありません。今回の申請は、申請人の耕作する農地への通路がなく、申請地2,079㎡の内186㎡を通路として地役権を設定するものです。なお、農業用通路は、転用の許可は要しません。また、申請地は、現在、通路でありますがお互いが高齢のため、今後の事を考え、地役権を設定するもので許可相当と考えます。続きまして受理番号財部7号についても同様です。申請地1,343㎡の内58㎡を通路として地役権を設定するもので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第53号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。次に議案第54号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第54号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉64号でございます。申請地が末吉町南之郷陀羅窪〇〇〇〇〇、地目畑、面積818㎡です。渡人が鹿児島市紫原の〇〇〇〇〇〇で、受人が末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。他10件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉64号について、6月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、今回は、818㎡ですが、残りは1月の総会で畜舎を建設するという事であっております。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉65号について、6月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、金額が全地30,700円と安いですが、渡人が県外にあり、宅地・山林含めて全部処分されるという事でこの値段になったようです。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 66 号について、6 月 6 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 67 号について、6 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、親戚です。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 68 号について、6 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ニンニクを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 69 号と 70 号について、6 月 8 日に現地調査しましたので報告致します。なお、大隅 69 号の○○○○○さんと大隅 70 号の○○○○○さんは夫婦でどちらも受人が○○○○○さんで、場所も近いので、一緒に報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親戚の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○農地利用最適化推進委員で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 71 号について、6 月 11 日に現地調査しましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、果樹類(梅・柿)を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は、親戚関係です。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 72 号、73 号について、6 月 10 日に現地調査を行いましたので同時報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、牧草を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部 73 号については、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 74 号について、6 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。

ん。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、柚子と桑を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部74号についてお尋ねします。この土地周辺の相場は、150,000円位なんですか。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。だいたいその位です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第54号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第55号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは6ページになります。議案第55号について、ご説明致します。受理番号財部31号、土地の所在地は、財部町北俣竹山〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積2,567㎡の内500㎡です。申請人は、財部町北俣の〇〇〇〇〇〇で、所有者は、財部町北俣の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、一般住宅です。変更理由は、現在、実家に居住していますが、手狭なため、自己の住宅を新築したいという事です。変更区分は、除外です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部31号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を新築する具体的計画があり確実と思います。位置としましては、農振除外後は、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積500㎡に居宅1棟132㎡は周囲の状況からみても適当であると思われます。排水等については、合併浄化槽を設置し、東側の県道側溝に放流する事から適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事を行いますので、特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第一種農地であります。周囲に住宅がある事から不許可の例外の「集落接続施設」に該当します。申請人は、現在、実家住まいですが、今回、集落に接続する申請地に一般住宅1棟を新築するもので、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は6月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部 32 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、閉山田自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が河川、南が田、北が道を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計画があります。位置としましては、農振除外後は、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,471 m²に太陽光発電施設を設置する予定で同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、農振除外後は、第二種農地の「その他の農地」に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は6月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森岡俊弘会長）

議案第 55 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 56 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは7ページになります。議案第 56 号について、ご説明致します。受理番号末吉 45 号、申請地が末吉町諏訪方霧島塚岡〇〇〇〇〇、地目畑の面積 1,020 m²です。渡人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇で、受人は、福岡県北九州市の〇〇〇〇〇〇でございます。転用目的は太陽光発電施設でございます。理由としましては、申請地に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業を行ないたいという事で農振区分は、外であります。他 8 件です。よろしくお願ひ致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 45 号を6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、谷野自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書、残高証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,020 m²に太陽光パネル 188 枚を設置するもので適当であると思われま。排水等については、浸透枿を設置し、自然流下するもので適当であると思われま。被害防除については、土留め工事をし、防護柵を設けるため、他の農地に影響がない事から問題はないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 46 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内の農地で

す。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、融資証明書、残高証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,322 m²に太陽光パネル 324 枚を設置するもので適当であると思われます。排水等については、雨水は土地境界に畝状段差を設置し、敷地内の浸透枿へ放流するもので適当であると思います。被害防除については、盛土等を行わないため、新たな土砂流出発生の懸念はなく、他の農地に影響がない事から特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は6月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 47 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 541 m²に自己の一般住宅 113.45 m²及びその通路として利用する予定で 500 m²超の理由書も添付されており適当と思います。排水等については、公共下水道に接続し、雨水は水路放流するもので適当であると思います。被害防除については、周囲にブロックを積むため、他の農地に影響がない事から特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の「集落接続施設」に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は6月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 48 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書、残高証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,000 m²の内 1,900 に太陽光パネル 432 枚を設置するもので適当であると思われます。排水等については、敷地内の自然浸透溝へ呼び込み処理するもので適当であると思います。被害防除については、周囲を 30 センチのブロック塀で囲み、4 m の緩衝帯を設けるため、周辺の農地に影響がない事から問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は6月10日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 49 号・50 号を現地調査致しましたので報告致します。まず 49 号ですが、申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が市道、西が雑種地、南が市道、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書、残高証明書、再生可能エネルギー発電事業の認定書と九電の系統連系工事負担金明細が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、太陽光パネル 220 枚を設置するもので、隣接する雑種地 876 m²と一体利用するもので、同種施設の規模に照らしてみても適当であると思われます。排水等については、雨水のみで、施設内には、浸透枿を設置し、それ以外は、自然流下となり適当であると思います。被害防除については、盛土は、30 センチ未満で土留め工事をするため、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」に該当する事から、また、周

○7番委員 (○○○○○)

財部37号は、継続でお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

財部38号は、継続でお願いします。財部39号は、成立です。

○2番委員 (○○○○○)

末吉40号, 41号, 42号は、継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉43号, 末吉44号は、継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

末吉45号は、成立です。

○1番委員 (○○○○○)

末吉46号は、継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

大隅47号は、継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

大隅48号, 49号は、継続でお願いします。

○13番委員 (○○○○○)

大隅50号, 51号, 52号は、継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

大隅53号は、成立です。

○18番委員 (○○○○○)

財部54号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願いします。次に議案第58号農用地利用集積計画の利用権設定の訂正についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、14ページになります。議案第58号について、ご説明致します。先月、提出しました受理番号大隅79号ですが、番地と面積に間違いがあったという事で訂正するものです。なお、15ページの集計表も変更するものです。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の説明に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第58号農用地利用集積計画の利用権設定の訂正については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は原案どおり許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第59号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満財部222・財部223を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第59号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満財部222・財部223を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長(○○○○○会長)

次に議案第59号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定3年以上6年未満財部222・財部223についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第59号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定3年以上6年未満財部222・財部223については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第60号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森岡俊弘会長）

議案第60号農用地利用集積計画の所有権移転は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。6月分利用権設定の新規は、田が23筆で面積27,524㎡、畑が20筆で面積54,479㎡、計43筆で面積82,003㎡、件数は26件でございます。再設定は、田が66筆で面積94,731㎡、畑が47筆で面積86,990㎡、計113筆で面積181,721㎡、件数は58件でございます。所有権移転については、田が16筆で面積18,799㎡、畑が6筆で面積7,442㎡、計22筆で面積26,241㎡、件数は12件でございます。合計しますと、178筆で面積289,965㎡、件数は96件となっております。以上でございます。

○○議長（○○○○○会長）

次に報告第6号合意解約等の報告については、総会資料の33ページから37ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

中間管理機構事業で農地の貸し借りをしていますが、中間管理事業による合意解約は、農業委員に説明がなくどうなっているのかわからない状況で、調べてもらったら合意解約されていたんですが、合意解約の時に土手の草刈りや品物が植えてあったりと近所の方から言われたんですが、行政の方で指導されているんですか。我々が中に入っていれば、指導しますが。

○事務局（○○○○○局長）

経営基盤による契約については、用紙の裏側にその旨の記載があるところですが中間管理事業に関しては、どうなっているのか担当に訊いて、次の総会の前に報告します。

○15番委員（○○○○○）

高収益作物次期作支援交付金で農地台帳が必要になってくると思いますので、これから、相談等があると思いますが委員の皆様も事務局の方々もご協力をお願いしたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

今回は、農地台帳に載っていないとだめという事ですのでよろしくお願いします。次に事務局から事務連絡を致します。

○19番委員（○○○○○）

甘藷についても蔓枯れ病で減収した場合は、補助制度があるみたいです。

○6番委員（○○○○○）

農政部会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第6回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和2年6月19日（金） 午前10時27分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員